

証券コード 8281  
平成27年6月4日

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

**ゼビオ株式会社**

代表取締役社長 諸 橋 友 良

## 第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福島県郡山市中町10番10号  
郡山ビューホテルアネックス 4階  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 吸収分割契約承認の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役5名選任の件  
第5号議案 監査役1名選任の件  
第6号議案 取締役の報酬額改定の件  
第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書のご返送は平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようにご投函ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、平成27年6月22日（月曜日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www1.xebio.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策及び金融政策を背景に、一部の企業に業績の改善が見られるものの、消費増税や円安を背景とした原材料、エネルギー価格の高騰に伴う実質所得の減少により個人消費の回復ペースに遅れが見られ、小売業界におきましては依然として厳しい環境にあります。

スポーツ用品販売業界におきましては、健康志向を背景としたパーソナルスポーツは引き続き堅調に推移し、またサッカーワールドカップの開催や日本人選手の海外での活躍など、明るい材料も数多く見られました。しかし、消費増税や急激な円安の影響を受けた生活必需品を中心とした物価上昇による、消費者の慎重な購買意識に加え、度重なる天候不順の影響もあり、低調に推移いたしました。

このような状況下、当社グループは、スポーツに関するニュースに合わせた関連商品の販売や、フィッティング機材を活用したゴルフクラブの販売など、お客様のニーズを捉えた商品販売に注力いたしました。更に、着用しているインナーのカラーが透けにくい機能を付加した商品や、発熱素材とストレッチ素材を組み合わせ、競技特性に合わせたインナーなど、消費者の利便性を追求した商品の開発投入を行い、購買意欲を向上させ積極的な売上の拡大に努めました。

また、円安を背景とした外国人観光客増加を意識した店頭を中心とした販促活動を、需要が見込まれる店舗を中心に注力し、売上獲得に努めました。

その他、当連結会計年度の取組みとして掲げております、グループ組織力・ガバナンス強化とコアビジネスの成長促進、中長期的な成長に向け、グループ企業を機能ごとに統括する運営形態の再構築に着手しております。

コアビジネスの成長促進については、西日本エリアを中心とした新規出店を継続的に行っております。国内におきましては、スーパースポーツゼビオ11店、ゼビオスポーツエクスプレス2店、ヴィクトリアゴルフ14店、ゴルフパートナー20店、エクスタイルヴィジョン6店、エクスタイル1店、ジアシス1店、ネクスト2店、エルプレス1店、ネクサス1店を開店いたしました。また、従来から積極的に実施している業態変更を、スーパースポーツゼビオ1店、ネクスト1店、ネクサス6店、エルプレス1店にて行いました。閉店につきましては、スーパースポーツゼビオ2店、ヴィクトリア2店、ヴィクトリアゴルフ4店、ゴルフパートナー5店、ネクスト3店、タケダスポ

ーツ2店、エクスタイル1店にて行っております。なお、閉店店舗のうち、スーパースポーツゼビオ1店はネクサスとして、ヴィクトリアゴルフ1店は運営会社を変更して、平成27年4月にオープンしております。

中長期的な成長に向けて取り組んでおります海外展開におきましては、中華人民共和国四川省成都市、大韓民国ソウル市にそれぞれスーパースポーツゼビオを各2店計4店を新たに出店いたしました。またシンガポールに設立した海外事業統括会社が、当地で展開していたゴルフ用品販売事業を譲り受け平成26年4月から本格稼働し、平成27年3月末時点においては、シンガポール15店、マレーシア12店の直営店運営並びにマレーシア他6か国で21店のフランチャイズ運営を行っております。

これらにより、当連結会計年度末におけるグループの総店舗数は、677店舗となり、グループ合計の売場面積は前連結会計年度末に比べて14,628坪増加して180,796坪となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高2,106億72百万円（前連結会計年度比2.9%増）、営業利益56億54百万円（前連結会計年度比54.0%減）、経常利益64億32百万円（前連結会計年度比50.5%減）、当期純利益20億84百万円（前連結会計年度比68.5%減）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部 門		第 42 期		第43期 (当期)		前期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
	ウ ィ ン タ ー ス ポ ー ツ	百万円 18,987	% 9.3	百万円 17,313	% 8.2	% 91.2
	ゴ ル フ	50,111	24.5	51,975	24.7	103.7
	一 般 競 技 ス ポ ー ツ ・ シ ュ ー ズ	68,276	33.3	73,902	35.1	108.2
	ス ポ ー ツ ア パ レ ル	28,148	13.8	27,885	13.2	99.1
	ア ウ ト ド ア ・ そ の 他	29,886	14.6	30,089	14.3	100.7
	ス ポ ー ツ 用 品 ・ 用 具 計	195,410	95.5	201,166	95.5	102.9
	フ ェ ッ シ ョ ン 衣 料 計	1,321	0.6	1,326	0.6	100.4
	そ の 他 計	8,048	3.9	8,179	3.9	101.6
	合 計	204,779	100.0	210,672	100.0	102.9

- (注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。  
 2. 「その他計」は、クレジットカード事業収益、書籍及び食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

#### 【ウィンタースポーツ部門】

ウィンタースポーツ部門では、ファミリーをターゲットとした「GOGOウィンタースポーツキャンペーン」など、プロモーションの実施により、ジュニア用のウェアやグッズの販売など、立ち上がり時期では初心者層に対し前年以上に販売することができました。しかし、前連結会計年度は消費増税前の駆け込み需要が大きかったカテゴリーであったこともあり、年度末に向かうにつれその反動を大きく受ける結果となりました。

以上の結果、ウィンタースポーツ部門の売上高は前連結会計年度比8.8%の減少となりました。

#### 【ゴルフ部門】

ゴルフ部門においては、消費増税前の駆け込み需要の反動減の影響と、前連結会計年度大型商品のモデルチェンジによる買い換え需要が高かった反動があるなか、フィッティング機材を活用したフィッティング強化や、女性向け商品の品揃えを拡大することによるレディース層への購買意欲の訴求を図るなど、お客様の支持が得られる売場作りを目指し、顧客獲得に注力してまいりました。また、新たにゴルフを始める方に、クラブを1本プレゼントする企画を展開し、ゴルフ人口の将来的な減少への対策として、需要喚起策を講じております。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は前連結会計年度比3.7%の増加となりました。

### 【一般競技スポーツ（アスレチックスポーツ）・シューズ部門】

一般競技スポーツでは、年間を通じた「部活キャンペーン」に連動して、スマートフォン用アプリ「ゼビオ部活応援」のダウンロード数向上による顧客獲得に注力いたしました。特にラケットスポーツでは、日本人選手の活躍もあり、テニス関連商品が好調に推移いたしました。さらに、品揃えを強化したバドミントン、卓球用品も好調に推移いたしました。バスケットボールにおいては、3人制バスケットボールである『3 x 3』と連動した品揃えを強化、販促を行い、新規顧客層の取り込みに努めました。

シューズでは、ランニングブームの継続と、フィッティングの取組みを強化したことにより、ランニングシューズの販売が堅調に推移いたしました。また、スポーツブランドシューズは日常生活における使用頻度が増加していることもあり、好調に推移いたしました。

以上の結果、一般競技スポーツ・シューズ部門の売上高は前連結会計年度比8.2%の増加となりました。

### 【スポーツアパレル（トレーニングウェア）部門】

スポーツアパレル部門では、お客様の利便性を追求した機能素材を使用した自社開発商品の販売に注力いたしましたが、天候不順や消費増税と円安による生活必需品を中心とした物価上昇による慎重な購買意識の影響を受け、全体としては低調に推移いたしました。また、汎用性の高いトレーニングウェアが、各専門競技へ分散する傾向が引き続き見られ、低調に推移いたしました。

以上の結果、スポーツアパレル部門の売上高は前連結会計年度比0.9%の減少となりました。

### 【アウトドア・その他部門】

アウトドア・その他部門では、キャンプやマリンなどのレジャー用品が記録的な天候不順により、夏のピーク期間にレジャー機会が減少したことで、低調に推移いたしました。

トレッキングは、都心などではタウンユースを目的としたウェアやバッグが好調に動きましたが、シューズは天候不順や前年の富士山の世界文化遺産登録による需要の高まりが一巡したことも重なり、低調に推移いたしました。

フィットネス用品、トレーニング用品においては、健康への関心が引き続き高く、健康器具や健康食品などが売上を伸ばしております。

以上の結果、アウトドア・その他部門の売上高は前連結会計年度比0.7%の増加となりました。

## (2) 対処すべき課題

日銀の金融政策の継続を背景とした円安株高傾向の継続並びに政府の景気対策等の効果から回復基調が続くことが期待される一方、物価上昇による消費マインドの冷え込みを懸念する向きもあり、予断を許さない状況でございます。スポーツ用品小売業界におきましても、健康志向の高まりからパーソナルスポーツに取り組む動機が増えてきている一方で、少子高齢化、人口減による市場縮小も懸念され、楽観視できない状況でもあります。

このような状況下、当社グループは、お客様のニーズ・市場の変化を的確に捉え、品揃えやサービスといったハード面を強化するとともに、顧客目線を持った販売員が感動価値を提供できるよう、これまで以上に社員育成に努めてまいります。出店・改装につきましては、シェア拡大を図るべく、地域の皆様の利便性を追求し、支持を頂けるサービスを提供するため、引き続き実施いたします。また消費者ニーズの変化に対応した売場の再活性化と今後懸念される労働力不足に対応する為の店舗オペレーションの見直しにも取り組んでまいります。M&Aを有力な事業戦略と位置付け、引き続き国内外を問わず優良な案件の発掘と推進を積極的に行ってまいります。海外展開も継続し、市場に適応した着実な出店を行ってまいります。

これらの収益力の拡大を達成するために、新たな成長戦略に対応できる組織改革と業務改革を行っていくことに加え、内部監査機能の充実・強化を更により、リスク管理や法令・社会規範の遵守などのコンプライアンスの強化を更に推進し、特に商品の品質管理及び個人情報保護面での徹底を行ってまいります。内部統制報告制度に際して、取締役、使用人の職務執行を法令・定款に適合することを確保するためだけではなく、当社及びグループ各社の業務の適正性、効率性を確保するための体制を確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は9,804百万円となりました。その主な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（80店舗）であり、その主な内訳は次のとおりであります。

時 期	店 名	時 期	店 名
平成26年4月	S S X紫波店 ヴィクトリアゴルフ紫波店	平成26年4月	S S X名古屋砂田橋店 ヴィクトリアゴルフ名古屋砂田橋店 ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ名古屋砂田橋店内） X'tyle Vision 名古屋砂田橋店
平成26年4月	ヴィクトリアゴルフ東急あざみ野ゴルフガーデン店	平成26年4月	ゴルフパートナー阪神ゴルフ大正店
平成26年4月	ゴルフパートナー（タケダスポーツ秋田店内）	平成26年4月	ゴルフパートナー（タケダスポーツ大館店内）
平成26年4月	ダブルイーグル ロッテ葛西ゴルフ店	平成26年4月	ゴルフパートナー東川口けやき通り店
平成26年4月	ネクサス花巻店	平成26年4月	ネクサス水沢店
平成26年4月	ネクサス一関店	平成26年4月	ネクサス南方店
平成26年4月	ネクサス横手店	平成26年4月	ネクサス イオンタウン酒田店
平成26年4月	トランスビュー オーチャードゲートウエイ店（シンガポール）	平成26年4月	S S X成都双楠店（中国）
平成26年5月	ゴルフパートナー（タケダスポーツ弘前店内）	平成26年5月	トランスビュー アベニューK（テンボラリー）店（マレーシア）
平成26年6月	S S X岡山新保店 ヴィクトリアゴルフ岡山新保店 X'tyle Vision 岡山新保店	平成26年6月	S S X松江東津田店 ヴィクトリアゴルフ松江東津田店
平成26年6月	ネクスト アルカキット錦糸町店	平成26年6月	ゴルフパートナーR 2 3 鈴鹿店
平成26年7月	ネクスト原宿店	平成26年7月	トランスビュー ジュロンCC（ドライビングレンジ）店（シンガポール）
平成26年7月	ゴルフパートナー ファーイーストショッピングセンター店（シンガポール）	平成26年7月	エルプレス御茶ノ水店ANNEX
平成26年7月	S S X成都高新店（中国）	平成26年8月	ゴルフパートナー高松屋島西店
平成26年8月	トランスビュー ジュロンCC（クラブハウス）店（シンガポール）	平成26年9月	S S Xイオンタウン黒崎店 ヴィクトリアゴルフ イオンタウン黒崎店 X'tyle Vision イオンタウン黒崎店
平成26年9月	スポーツ&ゴルフパートナーR 1 7 本庄店	平成26年9月	ゴルフパートナー燕三条インドア練習場店
平成26年9月	ゴルフパートナー ケラナジャヤ店（マレーシア）	平成26年10月	S S X鈴鹿ラッツ店 ヴィクトリアゴルフ鈴鹿ラッツ店 ゴルフパートナー（ヴィクトリアゴルフ鈴鹿ラッツ店内）

時 期	店 名	時 期	店 名
平成26年10月	S S X名古屋ゼロゲート店 ヴィクトリアゴルフ名古屋ゼロゲート店 X'tyle Vision 名古屋ゼロゲート店	平成26年10月	S S Xセントラルシティ和歌山店 ヴィクトリアゴルフ セントラルシティ和歌山店
平成26年10月	S S X神戸学園南インター店 ヴィクトリアゴルフ神戸学園南インター店 ゴルフパートナー (ヴィクトリアゴルフ神戸学園南インター店内) X'tyle Vision 神戸学園南インター店	平成26年10月	S S Xららぽーと和泉店 ヴィクトリアゴルフららぽーと和泉店
平成26年10月	ゼビオスポーツエクスプレス ヨドバシ京都店	平成26年10月	S S Xワールドタワー店 (韓国)
平成26年10月	トランスビュー アベニューK店 (マレーシア)	平成26年10月	トランスビュー コタブルマイ店 (マレーシア)
平成26年10月	トランスビュー ロイヤルセラン ゴルフゴルフクラブ店 (マレーシア)	平成26年11月	ネクサス北上店
平成26年11月	ゼビオスポーツエクスプレス 丸井吉祥寺店	平成26年11月	S S Xスウォン店 (韓国)
平成26年12月	S S Xさいたま新都心店 ヴィクトリアゴルフさいたま新都心店 ゴルフパートナー (ヴィクトリアゴルフさいたま新都心店内) X'tyle Vision 神戸学園南インター店 X'tyleさいたま新都心店 ジアシスさいたま新都心店	平成26年12月	ゴルフパートナー 託麻インターゴルフ店
平成26年12月	エルプレスBIKE御茶ノ水店	平成27年3月	ヴィクトリアゴルフ大分店
平成27年3月	S S X天童店 ヴィクトリアゴルフ天童店 ゴルフパートナー (ヴィクトリアゴルフ天童店内)	平成27年3月	ネクスト自由が丘店
平成27年3月	ゴルフパートナー尾道玉の浦ゴルフ練習場店	平成27年3月	ゴルフパートナー (ヴィクトリアゴルフ ドーム札幌月寒店内)
平成27年3月	ゴルフパートナー札幌ヒューマンゴルフガーデン店		

(注) S S Xはスーパースポーツゼビオを表しております。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 40 期	第 41 期	第42期	第43期（当期）
	平成24年 3 月期	平成25年 3 月期	平成26年 3 月期	平成27年 3 月期
売 上 高（百万円）	181,577	192,628	204,779	210,672
経 常 利 益（百万円）	14,658	12,471	12,985	6,432
当 期 純 利 益（百万円）	7,772	6,332	6,618	2,084
1 株当たり当期純利益（円）	172.68	140.68	146.91	46.24
総 資 産（百万円）	164,759	167,793	181,383	181,698
純 資 産（百万円）	103,966	109,764	114,579	115,781
1 株当たり純資産（円）	2,307.59	2,429.93	2,534.30	2,560.85

(注) 1. 記載金額に消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。

#### (5) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ヴィクトリア	3,350百万円	100%	スポーツ用品小売事業
ゼビオカード株式会社	2,415百万円	100%	クレジットカード事業、割賦販売事業及び融資事業等
株式会社ゴルフパートナー	673百万円	100%	スポーツ用品小売事業
株式会社ネクサス	250百万円	100%	スポーツ用品小売事業
株式会社ALBAパートナーズ	200百万円	100%	WEBサイト・インターネットによるゴルフ関連事業
国土観光株式会社	50百万円	100%	研修宿泊施設の経営等
清稜山株式会社	10百万円	100%	研修宿泊施設の経営等

当社の連結子会社は上記を含む23社であり、当連結会計年度の連結売上高は2,106億72百万円（前連結会計年度比102.9%）、連結経常利益は64億32百万円（前連結会計年度比49.5%）、連結当期純利益は20億84百万円（前連結会計年度比31.5%）となりました。

(注) 株式会社ALBAパートナーズは、平成27年4月にクロスプラネット株式会社に変更いたしました。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社23社で構成されており、スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、研修宿泊事業、事務サービス事業、保険代理事業、品質管理事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

### ①一般小売事業

#### (スポーツ事業)

スキー・スノーボード、ゴルフ、テニス等の一般スポーツ、アウトドア、トレーニングなどのあらゆるスポーツ用品・用具を取り扱うスポーツ大型専門店事業を展開。また、アウター、ジーンズ、セーター、パンツ、カットソー（トレーナー、ポロシャツ等）などのカジュアル衣料も展開。

ゼビオ株式会社

業態 スーパースポーツゼビオドーム  
スーパースポーツゼビオ  
ゼビオスポーツ  
ゼビオスポーツエクスプレス  
ヴィクトリアゴルフ(ゴルフ専門店)

株式会社ヴィクトリア  
(子会社)

業態 ヴィクトリア  
ヴィクトリアゴルフ  
エルプレス(アウトドア専門店)

株式会社ゴルフパートナー  
(子会社)

業態 ゴルフパートナー  
フェスティバルゴルフ

株式会社ネクサス  
(子会社)

業態 タケダスポーツ  
ネクサス

#### (ファッション事業)

イギリスの製造小売チェーンネクスト社(next P L C)と提携し、同社の企画した商品を日本国内において独占販売するネクスト事業及び当社独自のファッション展開を行っているX' tyle事業。取扱商品はメンズ、レディース、チルドレンズの衣料等。

ゼビオ株式会社

業態 next(ネクスト)  
X' tyle(エクスタイル)

(その他)

ゼビオ株式会社 X'tyle Vision (エクスタイル ヴィジョン)  
スポーツメガネ・サングラス専門店  
Xiasis (ジアシス)  
スポーツドラッグ専門店

②サービス事業

ゼビオカード株式会社 (子会社)

クレジットカード事業、割賦販売業、融資事業等。

株式会社ALBAパートナーズ (子会社)

WEBサイト・インターネットによるゴルフ関連事業の運営等。

清稜山株式会社 (子会社)

研修、福利厚生施設として宿泊施設の運営等。

名称「清稜山倶楽部」

国土観光株式会社 (子会社)

研修、福利厚生施設として宿泊施設の運営等。

名称「レイクサイド磐光」

(7) 主要な事業所及び店舗

① 当社

本社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

ゼビオ東京本社 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア

ゼビオ宇都宮オフィス 栃木県宇都宮市星が丘2丁目1番8号

本宮流通センター 福島県本宮市本宮字中野14番2号

店舗 372店舗

北海道	29店舗	青森県	8店舗	岩手県	5店舗	宮城県	17店舗
秋田県	6店舗	山形県	8店舗	福島県	25店舗	茨城県	8店舗
栃木県	9店舗	群馬県	2店舗	埼玉県	13店舗	千葉県	21店舗
東京都	15店舗	神奈川県	22店舗	新潟県	18店舗	富山県	4店舗
石川県	4店舗	福井県	2店舗	長野県	14店舗	岐阜県	3店舗
静岡県	5店舗	愛知県	19店舗	三重県	7店舗	滋賀県	2店舗
京都府	3店舗	大阪府	14店舗	兵庫県	11店舗	奈良県	2店舗
和歌山県	2店舗	島根県	4店舗	岡山県	3店舗	広島県	6店舗
山口県	5店舗	徳島県	3店舗	香川県	2店舗	愛媛県	2店舗
高知県	4店舗	福岡県	25店舗	佐賀県	1店舗	熊本県	6店舗
大分県	2店舗	宮崎県	4店舗	鹿児島県	2店舗	沖縄県	5店舗

② 子会社

株式会社ヴィクトリア 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア  
店舗 82店舗

茨城県 2店舗 埼玉県 8店舗 千葉県 9店舗 東京都 45店舗  
神奈川県 15店舗 静岡県 1店舗 大阪府 2店舗

株式会社ゴルフパートナー 東京都千代田区神田錦町3丁目20番地 錦町トラッドスクエア  
直営店舗 160店舗

北海道 2店舗 青森県 2店舗 岩手県 2店舗 秋田県 2店舗  
山形県 2店舗 福島県 4店舗 茨城県 8店舗 栃木県 2店舗  
群馬県 2店舗 埼玉県 10店舗 千葉県 13店舗 東京都 27店舗  
神奈川県 16店舗 新潟県 3店舗 長野県 2店舗 岐阜県 1店舗  
静岡県 1店舗 愛知県 4店舗 三重県 4店舗 大阪府 16店舗  
兵庫県 5店舗 奈良県 2店舗 岡山県 2店舗 広島県 4店舗  
山口県 2店舗 徳島県 1店舗 香川県 2店舗 福岡県 10店舗  
佐賀県 1店舗 熊本県 3店舗 大分県 2店舗 宮崎県 1店舗  
鹿児島県 1店舗 沖縄県 1店舗

株式会社ネクサス 岩手県盛岡市青山4丁目46番15号  
店舗 27店舗

青森県 5店舗 岩手県 11店舗 宮城県 1店舗 秋田県 7店舗  
山形県 3店舗

賽標(中国)体育用品有限公司 中華人民共和国  
4F, Buynow, No. 588, Zhangyang Rd, Pudong New Area, Shanghai  
店舗 2店舗

賽標(成都)体育用品有限公司 中華人民共和国  
B1F, Shihao Square, No. 998 Middle Part of Jiannan  
Road, Gaoxin Qu, Chengdu, China  
店舗 2店舗

株式会社ゼビオ코리아 大韓民国  
Naeoe Bldg B1, #6 Euljiro2-ga, Jung-gu Seoul  
店舗 4店舗

ゼビオカード株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

株式会社ALBAパートナーズ(注) 東京都港区赤坂二丁目17番22号

清稜山株式会社 福島県郡山市熱海町熱海五丁目18番地

国土観光株式会社 福島県耶麻郡猪苗代町大字壺楊字浜130番

(注) 株式会社ALBAパートナーズは、平成27年4月にクロスプラネット株式会社社名を変更し、  
本社所在地を東京都千代田区神田小川町三丁目4番地2としております。

### (8) 従業員の状況

従業員数	前期末比
2,187名	289名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト6,110名（1日実働8時間換算）は含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 47,911,023株  
 (3) 株主数 8,525名  
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 サ ン ビ ッ ク	8,252,605 <sup>株</sup>	18.3 <sup>%</sup>
公 益 財 団 法 人 諸 橋 近 代 美 術 館	4,500,000	10.0
有 限 会 社 テ ィ ー ・ テ ィ ー ・ シ ー	4,121,466	9.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT T R E A T Y A C C O U N T	2,296,500	5.1
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	1,861,200	4.1
諸 橋 輝 子	1,392,364	3.1
諸 橋 友 良	1,173,050	2.6
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	1,119,800	2.5
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 9 )	1,095,400	2.4
諸 橋 寛 子	900,897	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式2,812,854株を保有しており、上記の大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況

(1) 保有する新株予約権の数

1,405個

(2) 目的となる株式の種類及び数

普通株式 140,500株 (新株予約権 1個につき100株)

(3) 当社役員の保有状況

	名 称	行使期間	払込金額	個数	保有者数
			行使価額		
取締役 (社外取締 を除く)	第3回新株予約権	平成24年8月18日～ 平成27年8月17日	無償	200個	1名
			1,723円		
	平成22年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成22年9月23日～ 平成52年9月22日	1円	124個	2名
			1円		
	平成23年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成23年9月22日～ 平成53年9月21日	1円	115個	2名
			1円		
	第4回新株予約権	平成26年6月20日～ 平成31年6月19日	無償	210個	2名
			2,049円		
	平成24年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成24年9月20日～ 平成54年9月19日	1円	121個	2名
			1円		
第5回新株予約権	平成27年6月1日～ 平成32年5月31日	無償	210個	2名	
		2,246円			
平成25年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成25年9月19日～ 平成55年9月18日	1円	94個	2名	
		1円			
第6回新株予約権	平成28年3月29日～ 平成33年3月28日	無償	210個	2名	
		1,998円			
平成26年9月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	平成26年9月19日～ 平成56年9月18日	1円	121個	2名	
		1円			

(注) 1. 「払込金額」及び「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 「平成22年9月発行新株予約権」「平成23年9月発行新株予約権」「平成24年9月発行新株予約権」「平成25年9月発行新株予約権」「平成26年9月発行新株予約権」の発行に際して、上記の払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

3. 監査役が保有する新株予約権等は、第4回新株予約権を1名に対し10個(1,000株)となっております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
諸橋友良	代表取締役社長	株式会社ヴィクトリア 取締役会長
北沢猛	取締役	賽標（中国）体育用品有限公司 監事 株式会社ゼビオコリア 監事 株式会社ファイティングロード 監査役
谷代正毅	取締役	FTIコンサルティング 顧問 賽標（成都）体育用品有限公司 監事
石綿学	取締役	弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 京都大学法科大学院非常勤講師 株式会社ユナイテッドアローズ 社外取締役
山田潤二	取締役	日本金属株式会社 社外監査役
加藤則宏	常勤監査役	—
小谷野幹雄	監査役	公認会計士事務所 社長 小谷野公認会計士事務所 社外監査役 株式会社ヴィクトリア 社外監査役 日本システムウェア株式会社 取締役 積水ハウス・S I 投資法人 監査役
佐々木庸雄	監査役	税理士事務所 社長 佐々木庸雄税理士事務所 社外監事 株式会社マルタマ 社外監事 協業組合 仙台清掃公社 社外監事 社会福祉法人三矢会 社外監事

- (注) 1. 取締役谷代正毅氏、石綿学氏、山田潤二氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役小谷野幹雄氏、佐々木庸雄氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役石綿学氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役佐々木庸雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 当社は、取締役谷代正毅氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	81百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいただいております。  
 3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額12百万円（取締役1名に対し12百万円）、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役2名に対し15百万円）が含まれております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役谷代正毅氏は、F T I コンサルティングの顧問を兼務しております。  
なお、当社は、F T I コンサルティングとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士及び株式会社ユニテッドアローズの社外取締役を兼務しております。  
なお、当社は、森・濱田松本法律事務所、株式会社ユニテッドアローズとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役山田潤二氏は、日本金属株式会社の社外監査役を兼務しております。  
なお、当社は、日本金属株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所所長、子会社株式会社ヴィクトリアの社外監査役、日本システムウェア株式会社の取締役及び積水ハウス・S I 投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社は、小谷野公認会計士事務所、日本システムウェア株式会社、積水ハウス・S I 投資法人との間に特別な関係はありません。
- ・監査役佐々木庸雄氏は、佐々木庸雄税理士事務所所長、株式会社マルタマの社外監査役、協業組合仙台清掃公社の社外監事及び社会福祉法人三矢会の社外監事を兼務しております。なお、当社は、佐々木庸雄税理士事務所、株式会社マルタマ、協業組合仙台清掃公社及び社会福祉法人三矢会との間に特別な関係はありません。

#### ②取締役会への出席状況及び発言状況

- ・取締役谷代正毅氏は当期開催の取締役会28回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役石綿学氏は当期開催の取締役会27回に出席（出席率96%）し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・取締役山田潤二氏は当期開催の取締役会28回に出席（出席率100%）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会28回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
- ・監査役佐々木庸雄氏は当期開催の取締役会28回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

### ③監査役会への出席状況及び発言状況

- ・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の監査役会15回に出席（出席率100%）し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役佐々木庸雄氏は当期開催の監査役会15回に出席（出席率100%）し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

### ④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第427条第1項の限定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	63百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規程に則り会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することといたしますが、その内容は監査役会が決定いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役及びすべての使用人が、法定・定款及び社是を遵守した行動をとるため、「行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を制定し、企業倫理の確立及び法令遵守の徹底を図っております。
  - ② 代表取締役は総務担当の常務執行役員をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命して、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部署を設けるとともに、全ての使用人への周知徹底を図っております。
  - ③ 監査役及び内部監査室は、関連部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動状況を定期的に取り締り会及び監査役会で報告しております。
  - ④ 法令もしくは定款上疑義のある行為等について使用人が告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報に関する規程」を制定するとともに、相談窓口（コールセンター）を設けております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。
- ② 文書管理規程により、前項の文書等は、取締役及び監査役に対し常時閲覧可能としております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関するリスク管理については、各々「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報セキュリティ管理規程」を制定しております。
- ② ガバナンス体制及びリスク管理体制の強化を目的として専任の常務執行役員を配置し、リスク管理体制の充実・強化を進めております。
- ③ 当社各部門においては、関連する規程に基づきガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行い、リスク管理体制を確立しております。
- ④ 経営危機発生等の有事の際には、危機管理対策本部の立ち上げによる迅速かつ確な対応を行う体制を整備している他、平時は、内部監査室が各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締り会及び監査役会で報告しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会による中期経営計画の策定や経営指標の策定を行うとともに、中期経営計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定を行い、取締役・執行役員を構成員とする経営会議及び取締役会において、ITを活用した月次業績のレビューの実施を行っております。
  - ② グループに共通する経理、人事管理、法務等の間接業務については、専門の子会社がその業務を担当し効率化を図るとともに、2014年10月からグループ共通の会計管理システムを導入し、順次グループ各社の会計システムの共通化を進めております。
  
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① グループ各社における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を整備するとともに、子会社管理の所管部門の統括の下、子会社に対する適切な管理を行い、グループ各社は業績、財務状況その他の重要事項について、当社に都度報告する体制となっております。
  - ② 「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社に対しては当社のリスク管理体制に準じた自律的なリスク管理体制を構築させるとともに、役員の派遣を通して組織的な管理体制を強化しております。
  - ③ グループ各社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、事業内容や規模等に応じて執行役員制度の導入を認めるなど、グループ経営の適正かつ効率的な運用を図っております。
  - ④ 当社取締役、部門長及びグループ各社の代表取締役社長は、各部門、各会社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有することを認識し、グループ各社全体の業務適正化のために積極的に取り組んでおります。
  - ⑤ 内部監査室は、定期または不定期にグループ各社の業務監査及び内部統制監査を実施し、その結果を当社取締役会及び連結監査役会で報告しております。
  
6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとし、命令を受けた職員は監査役の指示に従いその職務を行うものとします。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

## 7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項及び不正行為や定款違反事項、リスク管理に関する重要な事項、その他コンプライアンス上重要な事項を報告しております。
- ② 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当該報告者と監査役との協議により決定しております。
- ③ 定期的開催する連結監査役会において、グループ会社の監査結果が内部監査スタッフ及び子会社の監査役から報告されております。
- ④ グループに共通する内部通報に関する窓口である総務部門は、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項について、通報者の匿名性に必要な処置をした上で定期的に当社取締役、監査役に報告しております。
- ⑤ 監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対して、そのことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底しております。
- ⑥ 監査役の職務の執行に係る費用については、監査役の年度監査計画に応じた費用を予算化しており、緊急の費用等についても、監査役の求めに応じた適正な支出を可能としております。

## 8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び重要な各使用人への個別ヒヤリングの機会を持つとともに、重要な会議への出席を可能としています。
- ② 代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力を排除することが、企業の社会的責任であることを認識し、全従業員が守らなければならない指針として「ゼビオグループ行動規範」を定め、その中で反社会的勢力との関係断絶を項目として掲げ取り組んでおり、その整備状況は次のとおりです。

- ・当社は、反社会的勢力の排除に向けて、「危機管理マニュアル」で具体的対応策を規定するとともに、全店長会議等、研修の機会を通じ不当要求への対応教育を実施しております。
- ・反社会的勢力への対応に関する連携機関として、警察、暴力追放センター、弁護士等との協力のもと、不当要求に関する情報収集を行っております。

- ・不当要求防止責任者講習会への参加を推奨し、本社、営業店舗、エリア単位での反社会的勢力の排除に向けた組織体制を構築しております。

#### 10. 適正な財務報告を確保するための体制

「金融商品取引法」及び平成19年2月15日に金融庁より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」の趣旨に基づき、財務報告に係る内部統制の整備・運用を適切に行うこととします。

連結財務報告書を迅速に作成するため、評価対象とすべき財務報告の範囲については、企業集団各社の財務報告リスク調査及び特別リスク調査を基準に、また重要拠点については連結売上高を基準に決定しており、その具体的範囲は財務諸表の勘定科目、当社及びグループ各社、主要な業務プロセスとなっております。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年財務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月21日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の体制は当該改定がなされた後のものです。なお、改定内容は、当社グループの業務の適性を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の株券等に関し、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用的な買付等が行われる場合は、株主・投資家の皆様から経営を委託された者の責務として、企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から最も適切と考えられる措置を取ることを検討いたします。

#### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保につきましては、安定成長に向けた財務体質の強化と今後とも予想される競争の激化に対処するため、①店舗の新設及び改装や増床への投資、②新規事業への投資、③経営の効率化に向けた情報システムへの投資などに活用し、経営基盤の安定と拡大に努めてまいります。

- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	105,153	<b>流 動 負 債</b>	57,231
現金及び預金	20,939	支払手形及び買掛金	21,075
受取手形及び売掛金	16,616	電子記録債務	21,184
有価証券	2,999	短期借入金	767
営業貸付金	2,034	未払法人税等	661
商 品	54,730	賞与引当金	1,019
繰延税金資産	1,418	役員賞与引当金	12
その他	6,929	ポイント引当金	1,635
貸倒引当金	△515	その他	10,875
<b>固 定 資 産</b>	76,545	<b>固 定 負 債</b>	8,685
<b>有 形 固 定 資 産</b>	40,663	長期借入金	11
建物及び構築物	17,119	リース債務	3,697
土 地	15,389	繰延税金負債	112
リース資産	4,052	退職給付に係る負債	577
建設仮勘定	194	役員退職慰労引当金	59
その他	3,907	資産除去債務	3,644
<b>無 形 固 定 資 産</b>	8,233	その他	581
のれん	4,788	<b>負 債 合 計</b>	65,916
ソフトウェア	2,333	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	1,111	<b>株 主 資 本</b>	114,430
<b>投資その他の資産</b>	27,648	資 本 金	15,935
投資有価証券	1,196	資 本 剰 余 金	16,120
長期貸付金	254	利 益 剰 余 金	87,384
繰延税金資産	1,642	自 己 株 式	△5,010
差入保証金	4,481	その他の包括利益累計額	1,058
敷 金	13,611	その他有価証券評価差額金	322
投資不動産	4,751	為替換算調整勘定	777
退職給付に係る資産	544	退職給付に係る調整累計額	△41
その他	1,242	新 株 予 約 権	291
貸倒引当金	△75	少 数 株 主 持 分	0
<b>資 産 合 計</b>	181,698	<b>純 資 産 合 計</b>	115,781
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	181,698

## 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		210,672
売上原価		129,821
売上総利益		80,850
販売費及び一般管理費		75,196
営業利益		5,654
営業外収益		
受取利息	101	
受取配当金	19	
不動産賃貸料	853	
補助金収入	218	
業務受託料	323	
その他	441	1,958
営業外費用		
支払利息	23	
不動産賃貸費用	781	
業務受託費用	347	
その他	29	1,180
経常利益		6,432
特別損失		
固定資産除却損	37	
減損損失	2,043	
店舗閉鎖損失	39	
賃貸借契約解約損	438	2,558
税金等調整前当期純利益		3,873
法人税、住民税及び事業税	1,551	
法人税等調整額	397	1,948
少数株主損益調整前当期純利益		1,924
少数株主損失 (△)		△159
当期純利益		2,084

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	15,935	16,108	86,735	△5,074	113,705
会計方針の変更による 累積的影響額			142		142
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,935	16,108	86,877	△5,074	113,847
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,577		△1,577
当期純利益			2,084		2,084
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		11		65	76
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	11	506	64	583
平成27年3月31日残高	15,935	16,120	87,384	△5,010	114,430

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権
	そ の 他 有 価 値 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 定 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成26年4月1日残高	231	5	163	94	495	219
会計方針の変更による累 積的影響額						
会計方針の変更を反映した 当期首残高	231	5	163	94	495	219
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分						
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	90	△5	614	△136	563	72
連結会計年度中の変動額合計	90	△5	614	△136	563	72
平成27年3月31日残高	322	-	777	△41	1,058	291

(単位 百万円)

	少数株主持分	純資産合計
平成26年4月1日残高	159	114,579
会計方針の変更による累積的影響額		142
会計方針の変更を反映した当期首残高	159	114,721
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△1,577
当期純利益		2,084
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		76
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△159	476
連結会計年度中の変動額合計	△159	1,059
平成27年3月31日残高	0	115,781

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 23社

連結子会社の名称 清稜山株式会社  
ゼビオビジネスサービス株式会社  
株式会社ヴィクトリア  
ゼビオインシュアランスサービス株式会社  
ゼビオカード株式会社  
株式会社レオニアン  
株式会社カイザー  
ゼビオナビゲーターズネットワーク株式会社  
株式会社ゴルフパートナー  
東北アイスホッケークラブ株式会社  
株式会社ALBAパートナーズ  
クロススポーツマーケティング株式会社  
株式会社YKCパートナーズ  
賽標(中国)体育用品有限公司  
株式会社ゼビオコリア  
国土観光株式会社  
株式会社ファイティングロード  
株式会社ネクサス  
Leonian Singapore Pte. Ltd.  
Transview Golf Sdn. Bhd.  
Nippon Golf Pte Ltd  
Transview Lifestyle Pte. Ltd.  
賽標(成都)体育用品有限公司

このうち、Transview Golf Sdn. Bhd.、Nippon Golf Pte Ltd、Transview Lifestyle Pte. Ltd. は株式を取得したことにより、賽標(成都)体育用品有限公司については新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 デジタルゴルフレッスン有限責任事業組合

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

- (2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等  
非連結子会社の名称 デジタルゴルフレッスン有限責任事業組合  
関連会社の名称 ゼビオアリーナ仙台有限責任事業組合  
持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち賽標(中国)体育用品有限公司及びLeonian Singapore Pte.Ltd.、Transview Golf Sdn.Bhd.、Nippon Golf Pte Ltd、Transview Lifestyle Pte.Ltd.、賽標(成都)体育用品有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ ……………時価法

③ たな卸資産

商品 ……………主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）……………主として定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 ……………3年～50年

その他（工具、器具及び備品） ……………3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ④ ポイント引当金…………… 会員カードによるポイントサービス制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しておりますが、当社は平成22年5月18日開催の取締役会において、平成22年6月29日開催の第38回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議したため、平成22年7月以降の引当金は計上しておりません。  
なお、当連結会計年度末における役員退職慰労引当金残高は、廃止に伴う打ち切り日（平成22年6月29日）までの在任期間に対応する退職慰労金として、内規に基づき、退職慰労金の廃止時かつ当連結会計年度末に在任する役員に対する支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
  - ② ヘッジ会計の方法
    - (イ)ヘッジ会計の方法  
原則として繰延ヘッジ処理によっております。  
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理によっております。
    - (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 為替予約、通貨オプション  
ヘッジ対象 外貨建予定取引
    - (ハ)ヘッジ方針  
外貨建取引の為替相場の為替変動のリスクを回避する目的で為替予約等を行っております。  
なお、為替予約等は、予定する輸入仕入の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。
    - (ニ)ヘッジ有効性評価の方法  
当初決めた有効性の評価方法を用いて、高い有効性が保たれていることを確かめております。  
ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動を完全に相殺すると想定することができる場合には、ヘッジ有効性の評価は省略しております。
  - ③ のれんの償却方法及び償却期間  
のれんは15年以内の一定の年数で均等償却しております。  
ただし、金額が僅少な場合には、全額、発生時の損益に計上しております。
  - ④ 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記  
(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が88百万円及び繰延税金資産が31百万円それぞれ減少するとともに、退職給付に係る資産が131百万円、繰延税金負債が46百万円及び利益剰余金が142百万円それぞれ増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔連結貸借対照表関係〕

有形固定資産の減価償却累計額	41,311百万円
投資不動産の減価償却累計額	3,426百万円

〔連結株主資本等変動計算書関係〕

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	47,911	—	—	47,911

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

① 平成26年6月27日開催の第42回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	788百万円
・1株当たりの配当額	17.50円
・基準日	平成26年3月31日
・効力発生日	平成26年6月30日

② 平成26年11月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	788百万円
・1株当たりの配当額	17.50円
・基準日	平成26年9月30日
・効力発生日	平成26年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催予定の第43回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	789百万円
・1株当たりの配当額	17.50円
・基準日	平成27年3月31日
・効力発生日	平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	435,000株
------	----------

〔1株当たり情報〕

1株当たり純資産額	2,560円85銭
1株当たり当期純利益	46円24銭

〔重要な後発事象〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

1. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

商品評価損	251百万円
未払事業税	37百万円
賞与引当金	325百万円
ポイント引当金	539百万円
その他	449百万円
<hr/>	
小計	1,603百万円
評価性引当額	△164百万円
<hr/>	
合計	1,439百万円

繰延税金負債（流動）

未収事業税	21百万円
<hr/>	
合計	21百万円
<hr/>	
差引	1,418百万円

うち繰延税金資産（流動）計上額 1,418百万円

うち繰延税金負債（流動）計上額 ー百万円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	17百万円
退職給付に係る負債	180百万円
役員退職慰労引当金	19百万円
減価償却費	1,095百万円
投資有価証券評価損	31百万円
減損損失	944百万円
資産除去債務	1,148百万円
繰越欠損金	925百万円
その他	400百万円
<hr/>	
小計	4,763百万円
評価性引当額	△2,404百万円
<hr/>	
合計	2,358百万円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	152百万円
連結に伴う土地評価替	91百万円
退職給付に係る資産	174百万円
資産除去債務に対応する除去費用	292百万円
その他	119百万円
合計	829百万円
差引	1,529百万円

うち繰延税金資産（固定）計上額 1,642百万円

うち繰延税金負債（固定）計上額 112百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
（調整）	
住民税均等割額	5.9%
評価性引当額	△1.6%
のれん償却額	4.5%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.3%
その他	△1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.3%

- (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は268百万円減少し、法人税等調整額が282百万円、その他有価証券評価差額金が15百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が2百万円減少しております。

## 2. リース取引関係

### (1) ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### ① リース資産の内容

・有形固定資産

主として、スポーツ事業部門における店舗設備であります。

#### ② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

### (2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3,722百万円
1年超	21,540百万円
合計	25,262百万円

## 3. 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資の運用については短期的な預金等に限定し、自己資金により行っております。デリバティブは、輸入取引に係る外貨建取引額の範囲内でのみ利用し、投機的なデリバティブ取引は一切行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、売掛金管理基準に沿ってリスク低減を図っております。差入保証金及び敷金は主として出店店舗に係るもので、信用リスクは、敷・保証金管理規程に沿ってリスク低減を図っております。支払手形及び買掛金、電子記録債務の一部には商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨オプション取引）を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	20,939	20,939	—
②受取手形及び売掛金	16,616	16,616	—
③差入保証金	4,481	4,407	△73
④敷金	13,611	12,844	△767
⑤支払手形及び買掛金	(21,075)	(21,075)	—
⑥電子記録債務	(21,184)	(21,184)	—

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金、並びに④敷金

これらの時価はリスクフリーレートで割り引いた現在価値によっております。

⑤支払手形及び買掛金、並びに⑥電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### 4. 賃貸等不動産関係

##### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、福島県その他の地域において、主に店舗用の建物（土地を含む。）を有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△49百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上。）、減損損失は88百万円（特別損失に計上。）であります。

##### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			連結決算日 における時価
当連結会計 年度期首残高	当連結会計 年度増減額	当連結会計 年度期末残高	
3,638百万円	793百万円	4,432百万円	4,507百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸不動産の取得（1,424百万円）であり、主な減少額は賃貸不動産の減価償却費（278百万円）、減損損失（88百万円）であります。
3. 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

#### 5. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
営業店舗	店舗設備	建物等
賃貸店舗等	店舗設備等	建物等

当社グループは、各店舗設備単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は業績不振等を要因としており、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（2,043百万円）として特別損失を計上いたしました。その内訳は、建物715百万円、構築物30百万円、工具、器具及び備品316百万円、リース資産11百万円、土地871百万円及び投資不動産97百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値等により測定しており、将来キャッシュ・フローを主として6.3%で割引いて算定しております。

## 6. 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは営業店舗及び賃貸店舗等の一部について土地又は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は3年から41年、割引率は0.1%から2.2%を採用しております。

### (3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,316百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	349百万円
時の経過による調整額	45百万円
資産除去債務の履行による減少額	△67百万円
期末残高	3,644百万円

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 騰 本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

ゼビオ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 治郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄 本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

ゼビオ株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤 則 宏	㊤
社外監査役	小谷野 幹 雄	㊤
社外監査役	佐々木 庸 雄	㊤

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>73,552</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>37,843</b>
現金及び預金	12,812	支払手形	5,792
売掛金	3,595	買掛金	6,198
有価証券	2,999	電子記録債務	19,691
商 品	36,719	未払金	3,190
関係会社短期貸付金	12,711	未払法人税等	154
前払費用	1,044	預り金	223
繰延税金資産	845	前受収益	105
未収金	2,591	賞与引当金	639
その他	234	役員賞与引当金	12
貸倒引当金	△1	ポイント引当金	637
		その他	1,198
<b>固 定 資 産</b>	<b>74,414</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>7,127</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>26,778</b>	リース債務	3,252
建物	12,838	退職給付引当金	359
構築物	517	役員退職慰労引当金	59
工具、器具及び備品	3,141	預り保証金	627
土地	6,544	資産除去債務	2,789
リース資産	3,574	その他	38
建設仮勘定	158		
その他	3	<b>負 債 合 計</b>	<b>44,970</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,041</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	2,041	<b>株 主 資 本</b>	<b>102,383</b>
その他	0	資 本 金	15,935
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>45,595</b>	資 本 剰 余 金	16,120
投資有価証券	1,026	資 本 準 備 金	15,907
関係会社株式	19,797	その他資本剰余金	213
長期貸付金	35	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>75,337</b>
関係会社長期貸付金	1,970	利 益 準 備 金	802
前払年金費用	544	その他利益剰余金	74,534
長期前払費用	683	別 途 積 立 金	72,050
繰延税金資産	1,520	繰越利益剰余金	2,484
差入保証金	4,180	<b>自 己 株 式</b>	<b>△5,010</b>
敷 金	10,532	評 価 ・ 換 算 差 額 等	322
投資不動産	4,880	その他有価証券評価差額金	322
その他	425	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>291</b>
貸倒引当金	△3	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>102,997</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>147,967</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>147,967</b>

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		138,657
売上原価		87,396
売上総利益		51,260
販売費及び一般管理費		47,154
営業利益		4,106
営業外収益		
受取利息	168	
受取配当金	16	
不動産賃貸料	1,447	
業務受託料	323	
その他	484	2,441
営業外費用		
不動産賃貸費用	1,305	
業務受託費用	347	
その他	5	1,658
経常利益		4,889
特別損失		
固定資産除却損	18	
減損損失	1,421	
賃貸借契約解約損	437	
店舗閉鎖損失	31	
関係会社株式評価損	434	2,342
税引前当期純利益		2,546
法人税、住民税及び事業税	523	
法人税等調整額	299	823
当期純利益		1,722

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成26年4月1日残高	15,935	15,907	201	16,108
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	15,935	15,907	201	16,108
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
別 途 積 立 金 の 積 立				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			11	11
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	11	11
平成27年3月31日残高	15,935	15,907	213	16,120

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合
		別途積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計 合		
平成26年4月1日残高	802	67,050	7,197	75,050	△5,074	102,020
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			142	142		142
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	802	67,050	7,339	75,192	△5,074	102,162
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当			△1,577	△1,577		△1,577
当 期 純 利 益			1,722	1,722		1,722
別 途 積 立 金 の 積 立		5,000	△5,000	-		-
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					65	76
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	5,000	△4,854	145	64	221
平成27年3月31日残高	802	72,050	2,484	75,337	△5,010	102,383

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成26年4月1日残高	231	5	236	219	102,476
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					142
会計方針の変更を反映 した当期首残高	231	5	236	219	102,618
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,577
当期純利益					1,722
別途積立金の積立					—
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					76
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	90	△5	85	72	157
事業年度中の変動額合計	90	△5	85	72	378
平成27年3月31日残高	322	—	322	291	102,997

## 〔重要な会計方針〕

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ ……………時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ……………個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く) ……………定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 5年～30年

工具、器具及び備品 3年～20年

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (4) 長期前払費用 ……………定額法

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- (3) 役員賞与引当金…………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。
- (4) ポイント引当金…………… 会員カードによるポイントサービス制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれる額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。
- (6) 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上していましたが、当社は平成22年5月18日開催の取締役会において、平成22年6月29日開催の第38回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議したため、平成22年7月以降の引当金は計上していません。  
なお、当事業年度末における役員退職慰労引当金残高は、廃止に伴う打ち切り日（平成22年6月29日）までの在任期間に対応する退職慰労金として、内規に基づき、退職慰労金の廃止時かつ当事業年度末に在任する役員に対する支給見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

###### ①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については、振当処理によっております。

###### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、通貨オプション

ヘッジ対象 外貨建予定取引

###### ③ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の為替変動のリスクを回避する目的で為替予約等を行っております。

なお、為替予約等は予定する輸入仕入の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

###### ④ヘッジ有効性評価の方法

当初決めた有効性の評価方法を用いて、高い有効性が保たれていることを確かめております。

ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動を完全に相殺すると想定することができる場合には、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

##### (3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの方法と異なっております。

##### (4) 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が88百万円及び繰延税金資産が31百万円それぞれ減少するとともに、前払年金費用が131百万円、繰延税金負債が46百万円及び繰越利益剰余金が142百万円それぞれ増加しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔貸借対照表関係〕

有形固定資産の減価償却累計額	31,726百万円
投資不動産の減価償却累計額	3,916百万円
関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)	
短期金銭債権	929百万円
短期金銭債務	556百万円
長期金銭債務	291百万円

〔損益計算書関係〕

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上原価	608百万円
販売費及び一般管理費	1,425百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	808百万円

〔株主資本等変動計算書関係〕

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	2,848	0	36	2,812

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	0千株
ストック・オプション権利行使による減少	36千株

〔減損損失関係〕

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類
営業店舗	店舗設備	建 物 等
賃貸店舗等	店舗設備等	建 物 等

当社は、各店舗設備単位を資産グループとして減損会計を適用しております。減損は業績不振等を要因としており、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,421百万円)として特別損失を計上いたしました。その内訳は、建物627百万円、構築物25百万円、工具、器具及び備品312百万円、リース資産11百万円、土地347百万円及び投資不動産96百万円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値等により測定しており、将来キャッシュ・フローを主として6.3%で割り引いて算定しております。

## 〔退職給付関係〕

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度を設けています。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

### 2. 退職給付債務に関する事項（平成27年3月31日）

イ. 退職給付債務	△3,025百万円
ロ. 年金資産	3,149百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	123百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	22百万円
ホ. 未認識過去勤務費用（債務の減額）	38百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	184百万円
ト. 退職給付引当金	△359百万円
チ. 前払年金費用	544百万円

### 3. 退職給付費用に関する事項（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

イ. 勤務費用	156百万円
ロ. 利息費用	27百万円
ハ. 期待運用収益	△93百万円
ニ. 数理計算上の差異の損益処理額	△15百万円
ホ. 過去勤務費用の費用処理額	19百万円
ヘ. 退職給付費用	94百万円

### 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
ロ. 割引率	1.1%
ハ. 長期期待運用収益率	3.5%
ニ. 過去勤務費用の額の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年

発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

〔税効果会計関係〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
商品評価損	188百万円
賞与引当金	213百万円
ポイント引当金	209百万円
その他	254百万円
合計	866百万円
繰延税金負債（流動）	
未収事業税	21百万円
合計	21百万円
繰延税金資産（流動）の純額	845百万円
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	1百万円
退職給付引当金	115百万円
役員退職慰労引当金	19百万円
減価償却費	862百万円
投資有価証券評価損	14百万円
減損損失	462百万円
資産除去債務	894百万円
その他	362百万円
小計	2,733百万円
評価性引当額	△543百万円
合計	2,189百万円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	152百万円
資産除去債務に対応する除去費用	246百万円
前払年金費用	174百万円
その他	95百万円
合計	668百万円
繰延税金資産（固定）の純額	1,520百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
住民税均等割額	5.7%
評価性引当額	△18.4%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	9.4%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は223百万円減少し、法人税等調整額が238百万円、その他有価証券評価差額金が15百万円、それぞれ増加しております。

## 〔リース取引関係〕

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容

・有形固定資産

スポーツ事業における店舗設備であります。

- (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  
未経過リース料

1年以内	3,205百万円
1年超	20,558百万円
合計	23,764百万円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱ネクサス	(所有) 直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注1)	(注2) 1,900	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	2,044
				利息の受取(注1)	23		876
	ゼビオカード㈱	(所有) 直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注1)	(注3) 7,350	関係会社 短期貸付金	7,350
			利息の受取(注1)	11			
	ゴルフパートナー㈱	(所有) 直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注1)	(注4) 1,878	関係会社 短期貸付金	1,878
				利息の受取(注1)	3		

- (注) 1. 市場金利及び取引条件等を勘案した利率を合理的に決定しております。
2. ㈱ネクサスに対する資金の貸付の一部は、当座貸越契約(極度額:2,000百万円)によるものであり、取引金額には期末残高を記載しております。
3. ゼビオカード㈱に対する資金の貸付は、当座貸越契約(極度額:10,500百万円)によるものであり、取引金額には期末残高を記載しております。
4. ゴルフパートナー㈱に対する資金の貸付は、当座貸越契約(極度額:2,000百万円)によるものであり、取引金額には期末残高を記載しております。

〔資産除去債務関係〕

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は営業店舗及び賃貸店舗等の一部について土地又は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は15年から41年、割引率は1.0%から2.2%を採用しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,545百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	256百万円
時の経過による調整額	39百万円
資産除去債務の履行による減少額	△51百万円
期末残高	2,789百万円

## 〔1株当たり情報〕

1株当たり純資産額	2,277円38銭
1株当たり当期純利益	38円21銭

## 〔重要な後発事象〕

### 持株会社体制移行に伴う会社分割

当社は、平成27年1月30日に公表いたしましたとおり、経営戦略を実現するための事業シナジーの最大化とグループの健全な成長を促すガバナンス体制の確立を目的として、平成27年10月1日をもって持株会社体制に移行するための検討を行っておりますが、平成27年5月8日開催の取締役会において、スポーツ用品等小売事業を会社分割の方法により、平成27年4月10日に設立した当社100%出資の分割準備会社「ゼビオ分割準備会社株式会社」に承継させることを決議し、同社との間で吸収分割契約を締結いたしました（以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます）。本件吸収分割の効力発生日は、平成27年10月1日を予定しております。

本件吸収分割の効力発生については、平成27年6月26日開催予定の第43回定時株主総会において関連議案が承認可決されることが前提条件となります。

本件吸収分割後の当社は、平成27年10月1日付で持株会社となり、「ゼビオホールディングス株式会社」に商号変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

＜本件吸収分割の当事会社の概要＞

	分割会社 (平成27年3月31日現在)	承継会社 (平成27年4月10日現在)
商号	ゼビオ株式会社 ※1	ゼビオ分割準備会社株式会社 ※2
所在地	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 諸橋友良	取締役社長 諸橋友良
事業内容	スポーツ用品等小売事業	本件吸収分割前は 事業を開始しておりません
資本金	15,935百万円	10百万円
設立年月日	昭和48年7月5日	平成27年4月10日
発行済 株式数	47,911,023株	200株
決算期	3月31日	3月31日
大株主及び 持株比率	有限会社サンビック 17.22% 公益財団法人諸橋近代美術館 9.39% 有限会社ティー・ティー・シー 8.60% NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT 4.79% 日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社 (信託口) 3.88%	ゼビオ株式会社 100%

直前事業年度の財政状態及び経営成績

	分割会社 (平成27年3月期)	承継会社 (平成27年4月10日現在 ※3)
純資産	102,997百万円	10百万円
総資産	147,967百万円	10百万円
1株当たり 純資産	2,277円38銭	50,000円
売上高	138,657百万円	—
営業利益	4,106百万円	—
経常利益	4,889百万円	—
当期純利益	1,722百万円	—
1株当たり 当期純利益	38円21銭	—

※1 平成27年10月1日付で「ゼビオホールディングス株式会社」に商号変更予定。

※2 平成27年10月1日付で「ゼビオ株式会社」に商号変更予定。

※3 承継会社である「ゼビオ分割準備会社株式会社」は、平成27年4月10日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、「直前事業年度の財政状態及び経営成績」については、その設立日における純資産、総資産および1株当たり純資産のみを記載しております。

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄 本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

ゼビオ株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 哲也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 治郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年10月1日をもって持株会社体制に移行するための検討を行っており、平成27年5月8日開催の取締役会において、スポーツ用品等小売事業を会社分割の方法により、100%出資の分割準備会社「ゼビオ分割準備会社株式会社」に承継させることを決議し、同社との間で吸収分割契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定成長に向けた経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円50銭

配当総額は、789,217,958円となります。

(注) 中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき35円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社と当社100%子会社であるゼビオ分割準備会社株式会社（以下、「吸収分割承継会社」という。）は、平成27年10月1日を効力発生日として、当社のスポーツ用品等小売事業を、吸収分割承継会社に承継させるための会社分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことに合意し、かかる本件分割のための吸収分割契約を平成27年5月8日に締結いたしました。本議案は、本件分割にかかる吸収分割契約の内容について、株主の皆さまのご承認をお願いするものであります。

なお、本議案及び第3号議案「定款一部変更の件」のご承認並びに本件分割の効力発生を条件として、平成27年10月1日（予定）をもって、当社は、「ゼビオホールディングス株式会社」に、「ゼビオ分割準備会社株式会社」は「ゼビオ株式会社」に、それぞれ商号を変更する予定であります。

### 1. 吸収分割を行う理由

当社グループを取り巻く経営環境は、将来的に予測されるわが国における国民の税負担、社会保障費負担の増加による消費環境の不透明感の中、長期的な少子高齢化による人口減などの社会環境の変化と、当社の属する小売業界における「勝ち組」によるマーケットの寡占化と競争が激化しており、政府・日銀による経済政策及び金融政策を背景に、一部の企業に業績の改善がみられるものの、消費増税や円安を背景とした原材料、エネルギー価格の高騰に伴う実質所得の減少により個人消費の回復ペースに遅れがみられ、依然として厳しい状況にあります。

このような状況下、事業環境の急速な変化への迅速かつ適切な対応、既存事業領域における絶えざる変革と業容の拡大、及び関連する事業領域での国内外の有力企業との提携やM&Aの推進といった経営戦略を実現するための、事業シナジーの最大化とグループの健全な成長を促すガバナンス体制を確立するために、持株会社体制へ移行することいたしました。

また、グループガバナンス体制の考え方についても、「適正規模でのグループ化と、権限・責任の明確化」、「各事業領域における専門性追求と有機的なシナジー効果の発揮」、「機動的で迅速な意思決定」、及び「グループ統制とガバナンス強化」を実現するグループ経営体制として、純粋持株会社化が最適であると判断をいたしました。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

本件分割に係る吸収分割契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

### 吸収分割契約書（写）

ゼビオ株式会社（以下、「甲」という。）及びゼビオ分割準備会社株式会社（以下、「乙」という。）は、スポーツ用品等小売事業（以下、「本対象事業」という。）に関して甲が有する権利義務等を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（吸収分割）

1. 本契約に定める条件に従い、甲は本対象事業を分割してこれを乙に承継し、乙はこれを承継する。

本件分割に係る、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

##### （甲）吸収分割会社

商号：ゼビオ株式会社（ただし、平成27年10月1日付で「ゼビオホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：福島県郡山市朝日三丁目7番35号

##### （乙）吸収分割承継会社

商号：ゼビオ分割準備会社株式会社（ただし、平成27年10月1日付で「ゼビオ株式会社」に商号変更予定）

住所：福島県郡山市朝日三丁目7番35号

#### 第2条（承継する資産、債務、雇用契約等及びその他の権利義務等）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約等及びその他の権利義務等（以下、「本承継対象権利義務等」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務等に含まれ得る資産、債務、雇用契約等及びその他の権利義務等のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるもの、その他本件分割により乙に承継させた場合に甲又は乙に著しい不利益が発生するものについては、甲及び乙協議の上、これを本承継対象権利義務等から除外することができる。

3. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

#### 第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式1,800株を発行し、そのすべてを本承継対象権利義務等に代わり割当交付する。

#### 第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。ただし、第6条において定義される効力発生日における本対象事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 90百万円
- (2) 資本準備金 0百万円
- (3) その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

#### 第5条（株主総会の承認）

甲及び乙は、第6条において定義される効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第6条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成27年10月1日とする。ただし、本件分割に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第7条（競業避止義務）

甲は、本件分割後においても、本対象事業について一切競業避止義務を負わない。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年5月8日

甲 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
ゼビオ株式会社  
代表取締役社長 諸橋 友良

乙 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
ゼビオ分割準備会社株式会社  
取締役社長 諸橋 友良

(別紙)

### 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本対象事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約等及びその他の権利義務等を甲から承継する。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

#### 1. 承継する資産

本対象事業に属する以下の資産

##### (1) 流動資産

現金、預金、受取手形、売掛金、商品、未収入金、繰延税金資産等

(ただし、有価証券、関係会社貸付金、本対象事業以外の事業に関わる一部資産を除く。)

##### (2) 固定資産

建物附属設備、構築物、工具、器具備品、リース資産、差入保証金、敷金、繰延税金資産等

(ただし、建物、土地、ソフトウェア、関係会社株式、貸付金、投資有価証券、投資不動産、本対象事業以外の事業に関わる一部資産を除く。)

#### 2. 承継する負債

本対象事業に属する以下の負債

##### (1) 流動負債

支払手形、買掛金、未払金、賞与引当金等

(ただし、本対象事業以外の事業に関わる一部負債を除く。)

##### (2) 固定負債

リース債務、資産除去債務等

(ただし、長期預り保証金、本対象事業以外の事業に関わる一部負債を除く。)

#### 3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において本対象事業に属する従業員（嘱託社員、契約社員、パート社員、アルバイト等を含む。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（労使協定及び労働協約を含むがこれに限られない）

#### 4. 承継するその他の権利義務等

##### (1) 雇用契約以外の契約

本対象事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、本件分割によって甲から乙への承継が法令上認められないもの、上記の各契約上の規定等に基づき本件分割によって甲から乙への移転ができないもの、当該契約上の地位等の移転につき許認可等の再取得が必要となるものうち本件分割の効力発生日までにその再取得等の必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

##### (2) 知的財産

本対象事業に関わる一切の商標権、その他知的財産権に関わる全ての権利

##### (3) 許認可等

本対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

#### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

##### (1) 対価の相当性に関する事項

###### ①対価の総数に関する事項

当社は、平成27年10月1日を効力発生日とする吸収分割（以下、「本件分割」という。）により、当社のスポーツ用品等小売り事業に関して有する資産、債務、雇用契約等及びその他の権利義務等に本件分割に際して、当社は承継会社との間において、承継会社が普通株式1,800株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することと決めました。

本件分割にあたり、当社に対して交付される株式の数については、承継会社が当社の100%子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が分割会社である当社に交付する普通株式数については、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社及び承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

②吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

資本金	90,000,000円
資本準備金	0円
その他資本剰余金	株主資本等変動額から、上記資本金及び資本準備金の額を減じて得た額

(2) 承継会社の成立の日における貸借対照表（平成27年4月10日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部 流動資産 現金および預金	10	負債の部 純資産の部 株主資本 資本金	-  10
資産合計	10	負債純資産合計	10

(3) 吸収分割承継会社における成立の日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 持株会社体制への移行に伴い、当社の商号（現行定款第1条）を変更し、その事業目的（現行定款第2条）を持株会社としての他社の経営管理等に変更するとともに他社の事業目的を追加するものであります。

なお、本変更につきましては、第2号議案のご承認が得られること、及び現行定款第1条及び第2条に係る本分割の効力発生を条件としております。

- (2) 平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の~~範囲が変更されたことに伴い、非業務執行取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、現行定款第28条第2項及び第36条第2項に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第28条第2項を変更する議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所であります。）

現行定款	変更案
第1条（商号） 当社はゼビオ株式会社と称し、英文では、XEBIO CO., LTD. と表示する。	第1条（商号） 当社は <u>ゼビオホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、XEBIO <u>Holdings</u> CO., LTD. と表示する。
第2条（目的） 当社は、次の事業を <u>営む</u> ことを目的とする。	第2条（目的） 当社は、次の事業およびこの <u>関連事業</u> を <u>営む</u> こと、ならびに次の事業およびこの <u>関連事業</u> を <u>営む</u> 国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。



現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>17. 前各号に付帯する一切の業務 第3条～第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (取締役の責任免除) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役 (取締役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第29条～第35条 (条文省略)</p>	<p>20. <u>一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u></p> <p>21. <u>職業紹介事業</u></p> <p>22. <u>各種情報収集、分析、処理、提供および販売業務</u></p> <p>23. <u>インターネットおよびイントラネット等のネットワークを利用したWEBシステムの企画、設計、開発、販売、運用および保守、管理</u></p> <p>24. (現行どおり) 第3条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第29条～第35条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第36条（監査役の責任免除）            当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第37条～第40条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第36条（監査役の責任免除）            （現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第37条～第40条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（附則）</p> <p><u>第1条 第1条および第2条の変更は、平成27年10月1日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

#### 第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	諸橋友良 (昭和39年8月28日)	平成6年12月 当社入社 平成9年12月 当社スポーツ事業本部商品三部長 平成12年5月 当社執行役員営業本部スポーツ事業部副部長兼商品二部長 平成12年6月 当社取締役・執行役員営業本部スポーツ事業部副部長兼商品二部長 平成13年10月 当社取締役スポーツ事業部長兼商品部長 平成14年7月 当社常務取締役営業本部長 平成15年2月 当社代表取締役社長（現任）  [重要な兼職の状況] 株式会社ヴィクトリア取締役会長	1, 173, 050株
2	北沢 猛 (昭和25年11月4日)	昭和49年4月 株式会社トーマン入社 平成12年4月 上海トーマン社社長 平成16年4月 株式会社トーマン繊維素材部長 平成17年1月 同社繊維原料部長 平成18年10月 豊田通商株式会社生活産業・資材企画部 平成19年6月 当社出向執行役員人事改革プロジェクト担当 平成20年4月 当社執行役員人材開発部門長兼人事担当役員補佐 平成20年6月 当社取締役（現任）  [重要な兼職の状況] 賽標（中国）体育用品有限公司監事 株式会社ゼビオ코리아監事 株式会社ファイティングロード監査役	0株
3	谷代正毅 (昭和18年12月11日)	昭和42年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成5年6月 同行ロサンゼルス支店長 平成8年6月 同行常任監査役 平成11年6月 同行常務執行役員 平成14年4月 ユーシーカード株式会社代表取締役副社長 平成16年6月 富士重工業株式会社常勤監査役 平成18年6月 当社取締役（現任）  [重要な兼職の状況] FTIコンサルティング顧問 賽標（成都）体育用品有限公司監事	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
4	いしわたがく 石綿学 (昭和45年11月16日)	平成9年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成9年4月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 平成20年6月 当社取締役（現任）  〔重要な兼職の状況〕 弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 京都大学法科大学院非常勤講師 株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役	0株
5	やまだじゅんじ 山田潤二 (昭和25年6月12日)	昭和48年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成13年6月 同行執行役員名古屋支店長 平成14年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成17年4月 大成建設株式会社常務執行役員 平成22年4月 同社専務執行役員 平成25年4月 同社顧問 平成25年6月 当社取締役（現任）  〔重要な兼職の状況〕 日本金属株式会社社外監査役	0株

- (注) 1. 諸橋友良氏は、株式会社ヴィクトリアの取締役会長を兼務しており、当社は株式会社ヴィクトリアへの商品の売買等の取引関係があります。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 谷代正毅氏、石綿学氏、山田潤二氏は社外取締役候補者であります。  
谷代正毅氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由  
谷代正毅氏につきましては、これまで培ってきた知識、経験等を当社の財務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年間であります。  
石綿学氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年間であります。  
山田潤二氏につきましては、豊富なキャリアと専門知識を有しており、経営の透明性と客観性向上について経営面に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、谷代正毅氏、石綿学氏、山田潤二氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。  
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。  
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。  
なお、谷代正毅氏、石綿学氏、山田潤二氏の再選が承認可決された場合、同契約を継続する予定であります。

## 第5号議案 監査役1名選任の件

監査役小谷野幹雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位	所有する当 社株式の数
こ や の み き お 小 谷 野 幹 雄 (昭和36年6月20日)	昭和60年4月 大和証券株式会社入社 昭和63年8月 公認会計士登録 平成8年8月 大和証券株式会社退社 平成8年9月 小谷野公認会計士事務所開業 平成12年6月 当社監査役(現任)  [重要な兼職の状況] 公認会計士 小谷野公認会計士事務所所長 株式会社ヴィクトリア社外監査役 日本システムウェア株式会社取締役 積水ハウス・S I 投資法人監督役員	0株

(注) 1. 小谷野幹雄氏は、株式会社ヴィクトリアの社外監査役を兼務しており、当社は株式会社ヴィクトリアへの商品の売買等の取引関係があります。

2. 小谷野幹雄氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由

小谷野幹雄氏につきましては、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を持ち、業務監査、会計監査の双方においてより客観的で精度の高い監査が期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって15年間であります。

4. 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、小谷野幹雄氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、小谷野幹雄氏の再選が承認可決された場合、同契約を継続する予定であります。

## 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は平成22年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、経済情勢等諸般の事情を考慮し、また今後の事業体制強化のための取締役増員に備えるため、取締役の報酬額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と改定させていただきたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役は3名）、第4号議案をご承認いただきましても、取締役は5名（うち社外取締役は3名）となります。

## 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものです。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当し、またその額も確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も合わせてご承認をお願いするものです。

なお、第4号議案をご承認いただきますと、本新株予約権の割当てを受けることになる当社取締役は2名（社外取締役3名は除く）となります。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものです。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び連結子会社の取締役、執行役員、従業員

#### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式300,000株を上限とする。

ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の数

3,000個を発行する新株予約権の上限とする。なお、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他の諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当数は、300個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式の総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

上記ほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日から2年を経過した日の翌日から5年以内
- (7) 新株予約権の行使の条件及び制限
- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員、従業員もしくは連結子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
  - ②新株予約権の相続はこれを認めない。
  - ③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得条項
- ①新株予約権者が上記（7）による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ②当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権1個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く。）に割当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

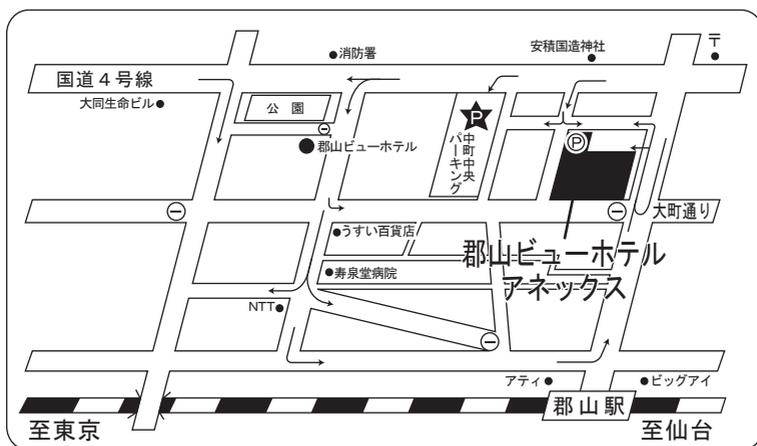
新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

(13) 新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

## 第43回定時株主総会会場ご案内図

会 場 福島県郡山市中町10番10号  
郡山ビューホテルアネックス 4階  
電 話 (024) 939-1111



※ⓐはホテル契約立体駐車場です。なお、RV、ワゴン車は★契約駐車場をご利用ください。

<交通のご案内>

- JR郡山駅より徒歩で約5分
- 東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分